

「わかやま紀州館における和歌山県展示販売等運営業務」 公募型プロポーザル募集要領

1 概要

(1) 業務名

わかやま紀州館における和歌山県展示販売等運営業務

(2) 業務内容

わかやま紀州館は、首都圏における和歌山県の物産、観光の魅力を発信する拠点であり、県内事業者が生産する県産品の認知度向上、販路拡大支援を目的に、和歌山県が設置するアンテナショップである。わかやま紀州館における本業務はこれらを踏まえ、和歌山県産品（以下「県産品」という。）の展示及び販売、プロモーションなどそれらに付随するものとし、詳細は別紙仕様書のとおりとする。

なお、契約形態は委託契約とする。

(3) 業務場所

わかやま紀州館

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 地下1F

※首都圏等において和歌山県がその都度指定する場所での物産展等への出店あり

(4) 事業実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(5) 委託上限額

40,090千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（令和8年度 上限額 8,018千円）

（令和9年度 上限額 8,018千円）

（令和10年度 上限額 8,018千円）

（令和11年度 上限額 8,018千円）

（令和12年度 上限額 8,018千円）

令和8年度和歌山県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。

また、令和9年度から令和12年度における県の歳入歳出予算の当該契約金額について、減額があった場合は、契約を変更することがある。

2 プロポーザルへの参加形態及び資格

(1) 参加形態

単独の法人又は複数の法人による共同企業体のいずれかによることとする。なお、共同企業体による提案の場合は下記によることとする。また、共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として重複して参加することはできない。

ア 共同企業体の名称を定め、全体を統括し県との契約の当事者となる代表事業者を選任すること（事業全体を総括する代表者を定めた共同企業体協定書を締結し、県にその写しを提出すること）。

イ 共同企業体の代表事業者又は構成員の1者以上が「(2)ア」を満たしていること。

ウ 構成員全員が「(2)イからサ」の要件すべてを満たしていること。

(2) 参加資格

- ア 過去5年間に、類似業務又は民間企業等と產品をPR又は販売するイベント業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- エ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- オ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- ク 国税及び和歌山県税に未納がない者であること。
- ケ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者であること。
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- サ 県の要請に応じて、速やかに対応することが可能であり、関係事業者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者であること。

3 スケジュール

項目	日程
募集要領や仕様書等に関する質問受付	令和8年1月26日（月）17時まで（必着）
質問への回答	令和8年2月2日（月）以降
プロポーザル参加申込	令和8年2月5日（木）17時まで（必着）
企画提案書類提出受付	令和8年2月12日（木）17時まで（必着）
審査委員会	令和8年2月25日（水） ※プロポーザル参加者に対し別途通知する
審査結果の通知	決定次第

4 当プロポーザル募集要領や仕様書等に関する質問受付

プロポーザル参加にあたって質問事項がある場合は、「質問票（第1号様式）」を期限までに提出すること。

(1) 質問の方法

質問事項は、「質問票（第1号様式）」により書面とし、和歌山県食品流通課あてFAX又はメールで提出し、提出後、電話で連絡すること。

※口頭での質問は不可。

(2) 受付期限

令和8年1月26日（月）17時まで（必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、和歌山県食品流通課のホームページに掲載する。

なお、提案書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けない。

5 プロポーザル参加申込書

(1) プロポーザルに参加する意思のある者は、持参又は郵送すること。

①単独の法人の場合 (第2号様式の1)

②共同企業体の場合 (第2号様式の2及び協定書)

(2) 申込期限

令和8年2月5日（木）17時まで（必着）

6 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案申請書 (第3号様式) 【1部】

イ 事業計画書 (第4号様式) 【7部】

・必要に応じて補足資料を添付すること

・補足資料は任意様式であるが、用紙の大きさは日本産業規格A4版、長辺綴じ、フルカラー
一とすること

※別紙仕様書の内容を記載すること

ウ 見積書 (任意様式) 【7部】

・見積額は消費税及び地方消費税を含む額とし、「1（5）委託上限額」を超えないこと
・宛て先は「和歌山県知事」とすること

エ 業務実施体制表 (第5号様式) 【7部】

オ 類似業務受託実績報告書 (第6号様式) 【7部】

・過去5年間の類似業務又民間企業等と產品のPRや販売イベント業務の契約を締結した
実績や業務の内容が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付すること

カ 誓約書 (第7号様式) 【1部】

キ 提案者の概要が分かるもの（会社案内等 ※任意様式）【7部】

ク 定款（又は寄付行為）の写し【1部】

ケ 法人登記事項証明書【1部】

コ 印鑑登録証明書【1部】

サ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに
類する書類【1部】

シ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日にお
いて発行の日から3ヶ月以内のもの）【1部】

ス 和歌山県税に未納がない旨の証明書（和歌山県内に本店又は支店を有する者に限る）（提
出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）【1部】

※和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写し【1部】を添付することで、上記「ク～ス」の書類を省略することができる。

※共同企業体の場合は、全ての構成員が上記キ～スを作成し、共同企業体の代表者が取りまとめて提出するものとする。

(2) 提出期限

令和8年2月12日（木）17時まで（必着）

(3) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1－1

和歌山県農林水産部食品流通課 わかやま紀州館展示販売等運営業務委託担当宛

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の9時から17時までの間

※郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。

(5) 提出書類様式

県食品流通課ホームページからダウンロード

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/kishukan/konpe/d00203349.html>

(6) その他

ア 企画提案書等の書類作成等に要する経費はプロポーザル参加者の負担とする。また、企画提案書等提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届出書（第8号様式）」を速やかに提出すること。

7 審査委員会（プレゼンテーション）に係る事項

(1) プrezentation（審査委員会）

ア 日 時 令和8年2月25日（水）（予定）

イ 場 所 東京交通会館地下2F 第二会議室A（予定）

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 地下2F

ウ 実施方法

（ア）和歌山県農林水産部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員による審査を行う。

（イ）審査する基準は次の9項目とする。

【店舗運営について】

- ① 県産品の展示及び販売（イートインコーナーの運営含む。以下同様。）、プロモーションをするにあたり、円滑な販売を実施できる人員体制となっているか。
- ② 組織体制、役割分担、経験豊富な人材の確保、教育訓練計画、継続性を有しているか。
- ③ 在庫の管理や最適化、販売・顧客データの収集及び活用（売上分析、テストマーケティング終了後の事業者への有益なフィードバックとプラッシュアップ支援等）など効率的かつ効果的な運営ができる仕組みを構築しているか。
- ④ 店頭演出、導線設計、売場づくりやイベント企画を通して、単なる商品販売に留まらず、来店者が「和歌山の魅力」を体感できる創意工夫が盛り込まれているか。

【販売活動について】

- ⑤ 現実的な売上目標、ターゲット層、来店者数や購買点数等について、根拠データを用いて5年のロードマップを有した計画となっているか。
- ⑥ ホームページ、LINE や Instagram 等の SNS をはじめとするデジタルメディアを活用し、県産品やアンテナショップの PR を効果的に発信できる仕組みを構築しているか。
- ⑦ イートインコーナーと物産コーナーの相乗効果を図れる計画となっているか。

【経費積算について】

- ⑧ 事業計画に係る経費積算が妥当であるか。

【実績と信頼性について】

- ⑨ 過去の類似事業の実績から和歌山県のアンテナショップの運営者としてふさわしい事業者であるか。また、県、市町村、県内事業者、その他関係機関と円滑に協働でき、不測の事態にも迅速に対応できる事業者であるか。

- (ウ) 提案者から提出のあった企画提案書等についてのプレゼンテーションと審査員による内容審査を実施する。
- (エ) 提案者の持ち時間は 40 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分）とする。
- (オ) 対面によるプレゼンテーションのほか、オンラインによるプレゼンテーションも可とする。なお、オンラインの実施希望については、プロポーザル参加者に別途照会する。
- (カ) プrezentation の参加人数は、1 者あたり 3 名までとする。
- (キ) プロポーザルの結果、採用された企画提案については、打ち合わせ、協議を経て詳細を決定したうえで契約する。
- (ク) 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- (ケ) 提案者が 1 者の場合の取扱い
プロポーザルの提案者が 1 者の場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

(2) 審査結果

合計得点の平均点が最も高い者を契約候補者として採用する。最高点の者が複数の場合は、再度採点のうえ集計を行い、各審査委員の合計得点の平均が最高得点となった提案者を契約候補者に選定する。審査結果については、プレゼンテーション（審査委員会）終了後速やかに各参加者に書面で通知するとともに、和歌山県食品流通課のホームページに委託候補者名を公表する。

(3) 失格による除外

参加者に次の行為があった場合は失格とし、選定対象から除外する。

- ・提出期限に間に合わなかった場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・募集要領に違反すると認められる場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 契約の締結

- (1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、評価得点が次点の者と協議することとする。
- (2) 契約保証金について、受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納

付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則第93条に該当する場合は契約保証金を免除する。

9 その他

- (1) 当業務委託により生じた成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は和歌山県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、この業務の履行について、業務の全部若しくは主要な部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (3) 業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (4) 契約書を作成するものとする。
- (5) プロポーザル参加に係る費用は、各参加者の負担とする。
- (6) 提出のあった企画提案書等は、返却しない。
- (7) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

10 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県食品流通課販売促進班 担当：西崎

電話：073-441-2814 FAX：073-432-4161

e-mail：nishizaki_k0001@pref.wakayama.lg.jp